

資料 3 3

平成 1 8 年度厚生労働省補助金事業（厚生労働省）

「こころの健康づくり対策」研修会

1. 目的

近年の社会生活環境の複雑化に伴い、多様な精神的ストレスが増加するなか、ひきこもり、家庭内暴力、不登校などに陥っている思春期児童や、犯罪・災害などの被害者・被災者となることで生じる PTSD（心的外傷後ストレス障害）などに対する精神保健福祉活動の充実を推進していくため、精神医療及び精神保健福祉業務に従事している者に対し、思春期精神保健対策専門研修及び PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修を行い、こころの健康づくり対策に関する資質の向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

実施主体は、社団法人 日本精神科病院協会とする。

3. 対象者

病院、診療所、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等に勤務し、精神医療、精神保健福祉業務に従事する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象とする。

◎アドバンストコース対象者

思春期精神保健対策研修会：原則思春期精神保健専門対策研修を受講された方または、病院、診療所、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等に勤務し、児童思春期に関係する業務に 3 年以上従事している医師。

PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修会：原則 PTSD 対策専門研修会を受講された方または病院、診療所、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等に勤務し児童思春期、精神医療、精神保健福祉に関する業務に従事している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等。

4. 研修内容

(1) 思春期精神保健対策専門研修

思春期におけるいわゆるひきこもり、不登校、家庭内暴力など、心の問題が社会問題化していることから、病院、診療所、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所などで思春期児童の専門相談などを取り入れ、各機関での活動の充実強化を図るため、思春期児童の心のケアの専門研修を行う。

(2) PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修

犯罪被害者や災害被災者の PTSD の一部は、長期間の療養期間を要するものとして、注目されており、専門家による専門的なケアが重要であることから、病院、診療所、精神保健福祉センター、保健所など各機関での活動の充実を図るため PTSD 対策専門研修を行う。